び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成15年度から令和4年度までの各年度にあつては、ダム（平成22年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

J_{15} ＝ 0.033

J_{16} ＝ 0.033
J_{17} ＝ 0.030
J_{18} ＝ 0.027
J_{19} ＝ 0.029
J_{20} ＝ 0.02872
J_{21} ＝ 0.02962
J_{22} ＝ 0.02872
J_{23} ＝ 0.02747
J_{24} ＝ 0.02792
J_{25} ＝ 0.028
J_{26} ＝ 0.028
J_{27} ＝ 0.027
J_{28} ＝ 0.0257
J_{29} ＝ 0.0259
J_{30} ＝ 0.02596
$J_{令元}$ ＝ 0.02561
$J_{令2}$ ＝ 0.00114

$J_{令3}$ ＝ 0.00157
$J_{令4}$ ＝ 0.00353

び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成14年度から令和3年度までの各年度にあつては、ダム（平成22年度から令和3年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

L_{14} ＝ 0.031
L_{15} ＝ 0.034

L_{16} ＝ 0.033
L_{17} ＝ 0.030
L_{18} ＝ 0.027
L_{19} ＝ 0.029
L_{20} ＝ 0.02875
L_{21} ＝ 0.02964
L_{22} ＝ 0.02874
L_{23} ＝ 0.02751
L_{24} ＝ 0.028
L_{25} ＝ 0.028
L_{26} ＝ 0.028
L_{27} ＝ 0.027
L_{28} ＝ 0.0258
L_{29} ＝ 0.0260
L_{30} ＝ 0.02600
$L_{令元}$ ＝ 0.00065
$L_{令2}$ ＝ 0.00114

$L_{令3}$ ＝ 0.00157